

千葉市自転車競走における電話投票実施規則等の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和5年3月17日

千葉市長 神谷俊一

千葉県規則第17号

千葉県自転車競走における電話投票実施規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「千葉県個人情報保護条例（平成17年千葉県条例第5号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に、「同条例」を「同法」に改める。

- (1) 千葉県自転車競走における電話投票実施規則（昭和60年千葉県規則第36号）第30条
- (2) 千葉県自転車競走における在席投票実施規則（平成15年千葉県規則第65号）第30条
- (3) 千葉県自転車競走における電子決済投票実施規則（平成21年千葉県規則第52号）第28条

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。